



第202300189321号
令和5年10月25日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公印省略)

県外船に対する令和6年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり
漁業の許可取扱方針について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。）
第5条第1項第8号に規定する小型いかつり漁業に関し、令和6年漁期の県外
船に係る許可等を行うに当たり、当該漁業の許可取扱方針を別添案のとおりと
し、別添公示案のとおり当該許可等に係る制限措置の内容及び申請期間を定め
るとともに、許可の有効期間を短縮して定めることについて、規則第12条第
3項及び第16条第2項の規定に基づき諮問します。

担当

漁業調整担当 有田

電話：0857-26-7339

ファクシミリ：0857-26-8131

令和6年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満船）取扱方針（案）

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。)第5条第1項第8号に規定する漁業について、許可又は起業の認可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

(1) 小型いかつり漁業（5トン以上10トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上10トン未満船	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

(2) 小型いかつり漁業（10トン以上30トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン以上30トン未満船	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

2 許可の継続

規則第15条第1項第1号に基づく継続の許可が適用される漁業としての指定はない。

3 許可の条件

(1) 共通

- ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- イ 陸揚港（境漁港、赤碕港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の2港以内）以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない（兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない）。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

- ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える

集魚灯を装備してはならない。

- (3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの
省令別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日
から2月末日までの間は操業してはならない。

4 許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間

許可の有効期間は1年とし、申請すべき期間及び令和6年1月1日以降の許可の有効期間は別途公示
にて定める。

5 漁獲成績報告書

許可を受けた者は漁期終了後に漁獲成績報告書(別紙様式1)を鳥取県知事に提出しなければならない。
い。

6 許可申請時における添付書類

- (1) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本
- (2) 操業計画書(別紙様式2)
- (3) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚をしない者は不要)
- (4) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書等)

附則

この取扱方針は、令和6年漁期の許可に適用する。

操 業 計 画 書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住所
氏名

1 設備内容

- (1) いかつり機の台数 台
- (2) 冷凍、冷蔵設備 冷凍設備 トン
冷蔵設備 トン
- (3) 集魚設備 使用する電球1個の消費電力量 kW
ソケットの数 個
LED集魚灯 個 × kW = kW
発電機の発電容量 kW

2 乗組員数 人

3 鳥取県内の陸揚港 () ・ () ・ 陸揚げしない

4 操業の概要

操業期間	操業海域	陸揚港
月～ 月		
月～ 月		
月～ 月		
月～ 月		

(公示案 1)

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

小型いかつり漁業(県外船)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上10トン未満	北海道に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					青森県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	7
					兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	20
					島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	5
	最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン以上30トン未満	北海道に住所又は漁業根拠地を有する者	33
					青森県に住所又は漁業根拠地を有する者	27
					岩手県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					山形県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					富山県に住所又は漁業根拠地を有する者	1

					石川県に住所又は漁業根拠地を有する者	4
					福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	6
					兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					佐賀県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	26

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年11月1日から同月30日まで

3 許可の有効期間

令和6年1月1日から同年12月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

(公示案 2 : 漁期途中に許可希望があった場合)

鳥取県漁業調整規則(令和 2 年鳥取県規則第 54 号。以下「規則」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき、規則第 5 条第 1 項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

小型いかつり漁業(県外船)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格(※)	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数(※)
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	5 トン以上 10 トン未満	〇〇(道県)に住所又は漁業根拠地を有する者	〇
	最大高潮時海岸線から 27,000 メートル以遠の鳥取県沖合	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	定めなし	10 トン以上 30 トン未満	〇〇(道県)に住所又は漁業根拠地を有する者	〇

※ 許可希望のあった道県に住所又は漁業根拠地を有する者に対し、許可希望隻数を予備枠(10 トン未満 5 隻、10 トン以上 5 隻)の範囲内で公示する。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(各道県水産主務課と鳥取県漁業調整課が協議して適当と認める日から 2 週間まで)

3 許可の有効期間

許可日から令和 6 年 12 月 31 日まで

(漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮)

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

県外船に対する令和6年漁期の小型いかつり漁業の許可について

○概要

県外船に対する小型いかつり漁業は漁場の形成状況によって許可をすべき船舶が変わる漁業であり、特定の漁港又は市場の処理能力を超える水揚げが行われる可能性があることから各県では県外船に対する取扱方針を毎年定めて管理している。

○令和6年漁期許可取扱方針（案）

（1）許可取扱方針案

別紙（令和5年漁期から大きな変更なし）

（2）許可隻数の上限について

年々操業隻数が減少しており漁場トラブルもないため、基本的に他道県からの入漁希望はすべて受け入れ許可する。

また、漁期途中の新規漁業者からの申請に対応するため、10トン未満船及び10トン以上船それぞれ5隻ずつ予備枠を設定する。

[許可隻数の上限を想定する上で参考にした事例]

- ・ 昨年の実績
- ・ 他道県からの入漁希望

【県外船に対する許可隻数の上限(案)】

道府県	令和5年						令和6年			参考		備考
	入漁希望			許可実績			入漁希望（許可隻数案）			令和5年漁期 鳥取県船 への許可実績	令和5年漁期 鳥取県船 に対する当初 公示枠	
	10トン 以上	10トン 未満	計	10トン 以上	10トン 未満	計	10トン 以上	10トン 未満	計			
北海道	34	2	36	29	2	31	33	2	35	7	7	
青森県	28	1	29	27	1	28	27	1	28	5	5	
岩手県	2	0	2	2	0	2	2	0	2	3	3	
秋田県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3	
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
山形県	2	1	3	2	0	2	2	0	2	5	5	
新潟県	0	1	1	0	1	1	0	0	0	4	4	
富山県	1	0	1	1	0	1	1	0	1		公示無し	
石川県	4	0	4	4	0	4	4	0	4	11	11	
福井県	8	8	16	7	8	15	6	7	13	4	4	
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0		公示無し	
兵庫県	3	20	23	3	20	23	3	20	23	14	14	
鳥根県	2	1	3	2	1	3	2	1	3	15	28	
山口県	1	0	1	1	0	1	0	0	0	12	(212)	全都道府県に対する公示数
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0		公示無し	
佐賀県	3	0	3	3	0	3	3	0	3		自由漁業	
長崎県	25	5	30	16	0	16	26	5	31		12	
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0		自由漁業	
予備枠	5	5	10	0	0	0	5	5	10			
計	118	45	163	97	33	130	114	41	155	86		

（3）許可の有効期間

令和6年1月1日から同年12月31日まで（1年間※）

※鳥取県漁業調整規則で小型いかつり漁業の有効期間は3年と定められているが、日本海沿岸域で一律単年の許可をしているため、当県も単年許可とする。

なお、漁期途中の新規許可については、漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、許可日から令和6年12月31日までとする。

○鳥取県小型いかつり漁業協会の意見（令和5年10月6日 役員会）

- ・ 許可取扱方針案、許可隻数の上限ともに県案に異議なし

○申請期間

令和5年11月1日から同月30日まで

※漁期途中に許可希望があった際、このたび設定する許可隻数の上限（予備枠含む）の範囲内で、各道県水産主務課と当課が協議して適当と認める日から2週間までを申請期間として公示する。

※令和5年漁期からの変更箇所の下線及び取消線

令和6年漁期鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満船）取扱方針（案）

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。)第5条第1項第8号に規定する漁業について、許可又は起業の認可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

(1) 小型いかつり漁業（5トン以上10トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上10トン未満船	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

(2) 小型いかつり漁業（10トン以上30トン未満船）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	隻数
小型いかつり漁業 (県外船)	最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン以上30トン未満船	鳥取県外に住所又は漁業根拠地を有する者	別途公示にて定める。

2 許可の継続

規則第15条第1項第1号に基づく継続の許可が適用される漁業としての指定はない。

3 許可の条件

(1) 共通

ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 陸揚港（境漁港、赤碓港、鳥取港、網代漁港及び田後港の中の2港以内）以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない（兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない）。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える

集魚灯を装備してはならない。

- (3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの
省令別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日
から2月末日までの間は操業してはならない。

4 許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間

許可の有効期間は1年とし、申請すべき期間及び令和6年1月1日以降の許可の有効期間は別途公示
にて定める。

5 漁獲成績報告書

許可を受けた者は漁期終了後に漁獲成績報告書(別紙様式1)を鳥取県知事に提出しなければならない。
い。

6 許可申請時における添付書類

- (1) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本
(2) 操業計画書(別紙様式2)
(3) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚をしない者は不要)
(4) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書(船舶所有者の印鑑証明書を添付)等)

附則

この取扱方針は、令和6年漁期の許可に適用する。

(参考) 鳥取県漁業調整規則抜粋

(知事による漁業の許可)

第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第14号、第17号及び第18号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して釣りによりいかをとることを目的とする漁業

(9)～(18) (略)

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可(第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りではない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6～9 (省)

(許可等の条件)

第14条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

(1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

(2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 (略)

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

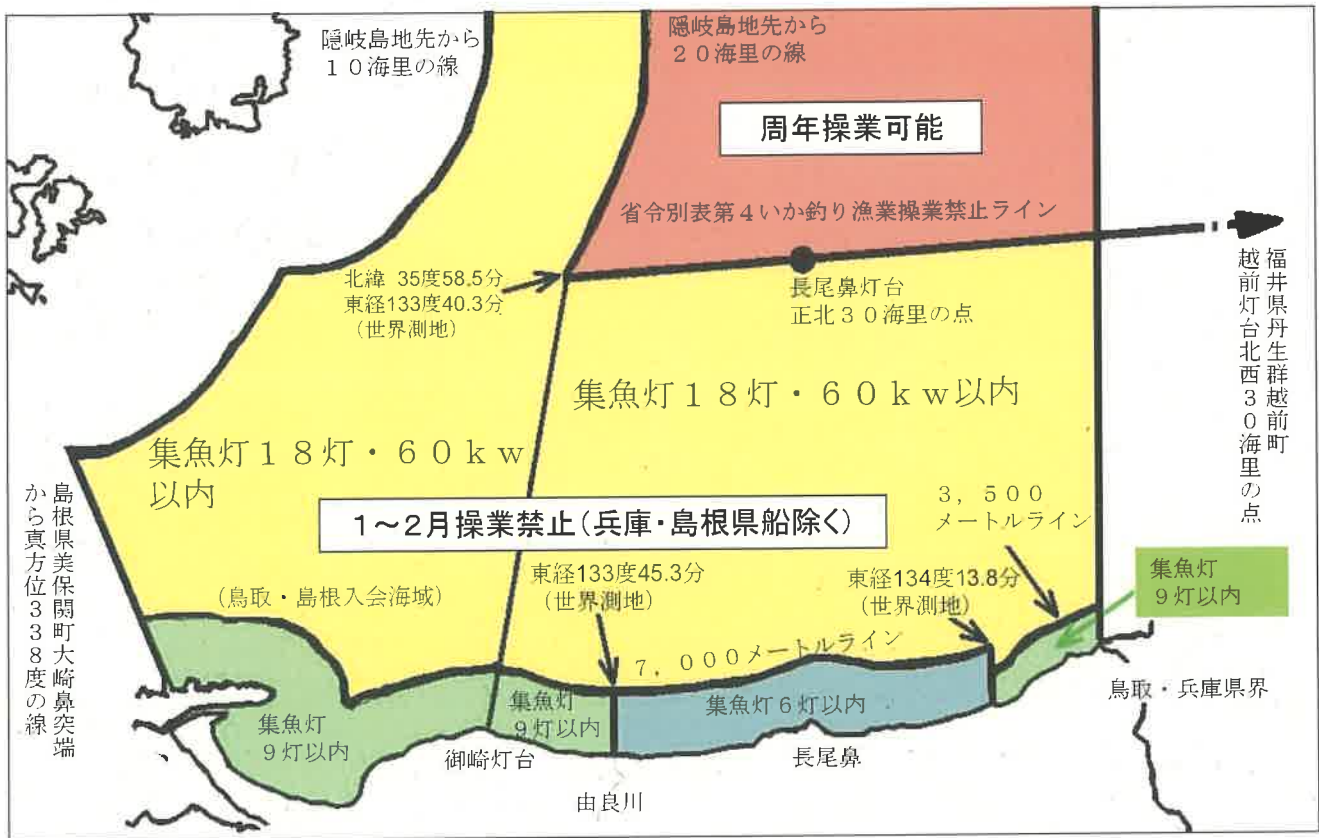
(1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年

(2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年

(3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年

2 知事は、漁業調整のために必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外５トン以上１０トン未満船）



鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外１０トン以上３０トン未満船）

